

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

防災・安全交付金工事（富士見公園・庭球場改修工その１）

茂原市東郷２０７８番地

茂原市役所 都市建設部 都市整備課

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書及び公園緑地工事共通仕様書（令和8年6月版）によるものとする。

第2条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和7年10月版）及び公園緑地工事施工管理基準（令和8年6月版）に記載されている管理基準及び規格値とする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載されている写真管理基準（令和7年10月版）及び公園緑地工事施工管理基準に記載されている写真管理基準（令和8年6月版）とする。これによりがたい場合は監督職員と協議すること。

第3条 CORINSへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書第1編「1-1-5 CORINSへの登録」によるものとする。
2. 登録データに訂正があった場合は、適宜提出するものとする。

第4条 段階確認

1. 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期

2. 受注者は、この他必要と認められるものについて、施工計画書に明示し確認及び立会等を受けなければならない。この際、受注者は種別・細別・確認の予定時期を監督職員に書面により報告するものとする。

第5条 疑義

本特記仕様書及び設計図書に明記なき事項又は、機能・構造上当然必要であり軽微なものについては、受注者の負担により施工するものとし、疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第6条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等、異常がある時は速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第7条 公衆災害

工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の規定により行わなければならない。

第8条 工事中の安全確保

1. 受注者は、工事予告等を十分に行い、渋滞等交通への影響を最小限に抑えるようにするとともに関係者とのトラブルがないようにすること。

また、工事施工にあたっては「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ道路灯、バリケード等の保安施設の安全点検を行うものとする。
3. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
5. 工事期間中に配置する交通誘導員は下記のとおりとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	昼間作業	夜間作業
昼間作業（搬入搬出時）	1人/日	—

第9条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を 実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第10条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第11条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第12条 過積載防止措置

受注者は、過積載の防止措置等に関する次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

以上のことにつき、下請業者に対しても十分指導すること。

第13条 環境マネジメント

1. 受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するためこと。
2. 工事施工にあたっては、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、排出ガス対策低騒音型、低振動型の建設機械を使用すること。これにより難しい場合には監督職員と協議すること。
3. 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。

第14条 工事中の環境保全対策

1. 大気汚染

- (イ) 工事車両による周辺地域住民への影響を極力少なくするよう、車両の運行ルート、台数に配慮すること。
- (ロ) 土工事に伴って裸地となる部分は速やかに転圧を行うこと。
- (ハ) 工事車両が頻繁に通行する部分には必要に応じて散水を行うこと。
- (ニ) 粉塵や砂埃等が発生する場合は、速やかに散水を行い飛散を防止すること。

2. 水質汚濁

降雨時には、切土・盛土等の土工部に濁水が発生する可能性があるため、以下に示す対策を講じ、濁水の発生量の抑制、流出防止を図る。

- (イ) 土工事に伴って裸地となる部分は速やかに転圧を行うこと。

- (ロ) 土砂流出対策を講じ、維持管理を計画的に行うこと。
- (ハ) 濁水は濁水処理施設を設置し、浮遊物質（ＳＳ）等を「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」に定める排水基準以下に処理して、河川等に放流すること。

3. 騒音・振動

- (イ) 工事用車両の運行にあたっては、道路交通法規を遵守し、過積載や不必要な高速運転をしないよう運転者の管理を徹底する。
- (ロ) 工事の実施時間は、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準を遵守すること。
- (ハ) 民家・集落近傍での作業は、多くの建設機械が集中しないように、その配置に配慮すること。

第15条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から令和9年3月5日までとする。なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 〔※休日と天候による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数〕	1.78
うち休日（土日、祝日、年末年始）	52 日間

第2章 建設副産物対策

第1条 共通事項

1. 「建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2. 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票およびE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体または建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提出すること。

第2条 建設副産物

本工事により発生する

- (1) 無筋コンクリート塊(24.7t)は、東金市小野496(有)地引組(片道運搬距離約19.0km)に運搬し、処理するものとする。
- (2) 鉄筋コンクリート塊(32.12t)は、東金市小野496(有)地引組(片道運搬距離約19.0km)に運搬し、処理するものとする。
- (3) 鉱さい(0.97t)は、市原市八幡浦2丁目8-2 前田道路(株)市原合材工場(片道運搬距離約26.8km)に運搬し、処理するものとする。
- (4) 建設発生木材(0.13 m³)は、茂原市法目3145-1 (株)加藤運輸(片道運搬距離約6.8km)に運搬し、処理するものとする。
- (5) 廃プラスチック(0.03t)は、茂原市法目3145-1 (株)加藤運輸(片道運搬距離約6.8km)に運搬し、処理するものとする。

第3条 有価物

本工事により発生する有価物(鋼材)はスクラップ処分するものとする。

第3条 建設リサイクル

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

第4条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等にも基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆に見やすい場所に掲げなければならない。

第3章 材 料

第1条 材料等

受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

第2条 材料の確認

下記の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

材 料 名	資 料 提 出	検 査		摘 要
		品質	数量	
CO二次製品	○			
生コンクリート	○			
舗装材料	○			
ネットポスト	○			
センター金具	○			
砂入り人工芝	○			
門扉	○			
透水シート	○			

第3条 砂入り人工芝

1. 本工事において使用する砂入り人工芝の仕様は、下記の事項を満たすものとする。

項目		仕様
パイル	素材	超高耐久高密度ポリエチレン
	製法	スプリットヤーンまたはモノテープヤーン
	芝丈	19 mm
	織度	12,000dtex 以上/株
	厚み	120 μm
	色	コート内：青系、コート外：緑系
	テーパー摩耗試験	第三者機関による数値にて 45 mg以下/10,000 回時の結果を有すること
基布素材		ポリプロピレン製平織布同等以上
バックング材質		SBR ラテックス ※異常なパイル抜けがないこと
反物幅		4.07m 以上
ライン		剥離等の弱点となるジョイント（芝同士の繋ぎ目）数を軽減するために主要ラインはタフト工場にて織込とする

ITF（国際テニス連盟）カテゴリー試験	4MEDIAM-FAST
ジョイントテープ	ポリエステル製・幅 250 mm以上
接着剤	合成樹脂製接着剤
充填目砂	粒度調整珪砂、オムニサンド同等品

2. 本工事で使用する砂入り人工芝は、公益財団法人日本テニス協会公認・推薦メーカーの製品であること
3. 本工事で使用する砂入り人工芝は、公益財団法人日本ソフトテニス協会公認・推薦メーカーの製品であること
4. 過去 10 年間に於いて国体・インターハイ会場実績のあるメーカーの製品を使用すること。

第 4 章 施 工

第 1 条 一般施工

1. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査・測量を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物及び埋設管等には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。
また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについてはこの限りではない。
5. 本工事は高度な平坦性が要求されるため、（財）日本運動施設建設業協会から認定を受けた高い専門的知識・技術を取得した運動施設施工技士を配置すること。

第 5 章 その他

第 1 条 高度技術力・創意工夫等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

第2条 ワンデーレスポンス

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第3条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第4条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第5条 履行報告

毎月分の工事進捗状況を履行報告書により監督職員に提出すること。

第6条 工事打合簿

本工事施工中にあたり、設計図書に記載なき工法となる場合は、監督職員と協議の上工事打合簿を取り交わした後に作業を実施すること。

第7条 「三者会議」の実施

「三者会議」は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。